

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

準備書面(3)

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植 村 公 彦

同 越 本 幸 彦

同 武 井 祐 生

同 寺 田 明 弘

被告神戸製鋼所は、本準備書面において、原告らの令和7年3月31日付第2準備書面（以下「原告ら第2準備書面」という。）「第4」「2」の項及び「第5」の項記載の求釈明に対して回答を行う。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した主張書面において用いた略語は、本準備書面においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

第1 2030年度のCO₂排出量に関する削減目標について(原告ら第2準備書面「第4」「2」の項記載の求釈明への回答)

令和7年1月31日付被告神戸製鋼所準備書面(1)(以下「被告神戸製鋼所準備書面(1)」という。)
「第5」「8」「(1)」の項(31頁)において述べたとおり、株式会社コベルコパワー神戸(以下「コベルコパワー神戸」という。)及び株式会社コベルコパワー神戸第二(以下「コベルコパワー神戸第二」という。)は、GXリーグに加盟しており、2023年度から2025年度及び2030年度について、CO₂排出目標(総量目標及び原単位¹目標)を設定している(丙4)。

当該排出目標において、各発電所では、電力事業カーボンニュートラルに向けたロードマップ(丙4)にも記載のとおり、発電の高効率化及びアンモニア混焼その他の対策を順次導入予定であり、2030年度の排出原単位は2013年度や2023年度から2025年度と比較して減少することを見込んでいる。なお、2030年度のCO₂排出目標が基準年度(2013年度)のCO₂排出量より多いのは、コベルコパワー神戸第二が増設した神戸発電所3号機及び同4号機がそれぞれ2021年度及び2022年度に運転を開始したことによるものであるが、上述した発電の高効率化等によって排出原単位を減少させ、利用率が同一の場合における排出総量も抑制することを目標としているものである。

第2 被告神戸製鋼所と電力販売先の間の売電契約について(原告ら第2準備書面「第5」の項記載の求釈明への回答)

原告らは、被告神戸製鋼所準備書面(1)における被告神戸製鋼所の主張(「子会社らが運用する発電所のCO₂排出量については、(中略)第三者への売電に関する契約内容(中略)にも影響され、被告神戸製鋼所が自由にその販売電力に係るCO₂排出量をコントロールできるものではない」との主張)を取りあげ、被告神戸製鋼所に対して、被告関西電力、訴外東京ガス株式会社及び(他に電力販売先があれば)その他の電力会社との間の売電契約について、

¹ 活動量あたりのCO₂排出量のこと。例えば電気1kWh使用あたりのCO₂排出量、貨物の輸送量1トンキロあたりのCO₂排出量、廃棄物の焼却1tあたりのCO₂排出量などをいう。

契約書を提出し、内容を明らかにするよう求めている。

しかし、被告神戸製鋼所の上記主張は、原告らの主張（「被告らは、販売電力に係る CO₂ 排出量をコントロールできる地位にある」（訴状「第 7」「2」「(3)」の項（123 頁））への反論に過ぎない。

また、被告神戸製鋼所が、その子会社らの所有する発電所に関して、電力消費者との間で安定供給の責任を担うインフラ企業との間で、それぞれ売電契約を締結していることは明らかであるところ、一定の電力供給義務を負担していること自体は明らかなのであって、上記主張との関係で、それ以上に売電契約の契約書面の提出や、契約内容を具体的に明らかにする必要など認められない。

以上のとおり、本求釈明は、原告らの請求との関係でこれを明らかにする必要性及び関連性を欠いており、審理の進行を遅延させる探索的な求釈明と言うほかなく、回答の要を見ない。

以 上